

## 4月から保険料が変わります

# 国民年金保険料の納付は 早割や前納がお得です

4月から国民年金保険料が月額16,410円に変わります。支払方法により、保険料が安くなることがありますので、早割や前納をご利用ください。

### 納付書による前納

4月上旬に日本年金機構から、1年前納(4月～翌3月分)と6か月前納(4月～9月分、10月～翌3月分)の納付書が送付されますので金融機関(郵便局を含む)、コンビニエンスストアまたは電子納付で納付期限までに納めてください。

各月用の納付書も同封されていますので、重複して納付しないようご注意ください。  
※年度途中からの前納もできますので、希望する方は年金事務所所へお問い合わせください。



### 口座振替による前納

口座振替では、1年前納と6か月前納、早割(当月末振替)や2年前納(4月～翌々年3月分)を利用できます。

口座振替を希望する方は、基礎年金番号が確認できるもの(年金手帳等)、通帳、届出印を持参のうえ、金融機関(郵便局を含む)または年金事務所です手続きしてください。

※口座振替による平成31年4月分からの前納の申込受付は終了しました。  
※口座振替が開始されるまで2か月程度かかりますので、お早めにお申込ください。

問 千葉年金事務所  
043(242)6320  
佐原年金事務所  
0478(54)1442

◎平成31年度国民年金保険料額

	納付書による納付額	割引額	口座振替による納付額	割引額
毎月納付 (翌月末振替)	16,410円	—	16,410円	—
早割 (当月末振替)	適用なし	—	16,360円	50円
6か月前納	97,660円	800円	97,340円	1,120円
1年前納	193,420円	3,500円	192,790円	4,130円
2年前納	380,880円	14,520円	379,640円	15,760円

## 国民年金保険料

### 学生納付特例制度が利用できます

学生納付特例制度とは、所得の少ない学生が申請すると保険料の納付が猶予される制度です。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保できます。

### 対象

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校等に在学し、前年所得が基準以下の方または退職(失業)等の理由がある方

### 所得の目安

118万円+(扶養親族の数×38万円)以下

※対象とならない学校があります。

### 申請期間

4月から平成31年度分の受付を開始します。承認された場合は、4月から翌3月までの納付が猶予されます。また、過去に納め忘れが

ある場合は、2年1か月までさかのぼって申請できます。

### 申請に必要なもの

- ① 個人番号が確認できるもの(マイナンバーカード・通知カード等)もしくは基礎年金番号が確認できるもの(年金手帳等)
- ② 学生証(コピー可)または在学証明書(原本)
- ③ 認印
- ④ 退職(失業)した方は雇用保険被保険者離職票等の書類

### 注意点

学生納付特例が承認された期間は、年金を受給するために必要な期間(受給資格期間)に算入されませんが、年金額には反映されません。

この期間を10年以内に納付(追納)すると、年金額に反映されます。

申問 住民課 国保年金班  
☎(84)1214